

# 2013年度 東京土建保組合の事業案内

～組合員・家族の健康を守り、頼りにされる国保組合をめざします～



## 健診をはじめとする保健事業

### 自分の体の今を知る。年に一度は健診を!

#### 東京土建健診

組合員全員と19歳以上の家族の方は、充実した内容の東京土建健診が年度内に1回自己負担なしで受けられます。支部集団健診または個別に契約機関で受診してください。契約外の医療機関でも、特定健診の項目を受診している場合は、申請により5千円（胸部レントゲン検査を含む場合は7千円）を支給します。

#### 節目健診（人間ドック）

組合員・家族の方で2013年4月1日から2014年3月31日までに「節目年齢（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳）」になる方は、国保補助額2万5千円（脳ドック併用の場合は5万円）を差し引いた金額の負担で、節目健診を受けることができます。

#### 事業所健診の健診結果提出に提供料

法人または個人事業主が健診契約機関以外で事業所健診を行ない、事業主から国保組合に加入する従業員の健診結果などが提出された場合、一人につき3千円の提供料を支払います。

#### 職業病対策

健診時の胸部レントゲンの再読影（アスベスト対策）、専門医によるじん肺検診などを行ないます。

#### 無料歯科健診

組合員・家族の方は歯科健診センターと提携する全国の歯科医院で、無料の歯科健診を年2回（6カ月に1回）受けることができます。



### 健診の結果が出たら対応をしよう!

#### 特定保健指導

東京土建健診の結果などから生活習慣病の発生のリスクが高い方を選び、医師、保健師、管理栄養士などと生活習慣の見直し・改善目標の設定を行ないます。面談など保健指導に要する費用の自己負担はありません。

#### 二次受診のすすめ

東京土建健診の結果などから、詳しい検査が必要な方に通知をお送りします。どこが悪いのか分かりやすいイラスト入りでお知らせしますので、おすすめが届いたらぜひ、病院で詳しい検査を受けてください。

### がんでお悩みの方への心の相談事業

「がんでお悩みの方に対話の場を提供する」という目的で、順天堂大学医学部補野興夫教授による、無料相談事業「がん哲学外来」を月に1回開催しています。



### レジャー施設や旅行でリフレッシュ

契約レジャー施設・契約日帰り温泉施設が優待料金で利用できます。割引券は「土建保ガイド」に刷り込んであります。東京ディズニーリゾート特別利用券は年度内一人1枚を所属の支部で配付しています。JTB、日本旅行、H.I.Sのツアー旅行が割引で利用できます。

## いろいろな時に利用できる保険給付や補助金制度

### 入院したとき

#### 一部負担払戻金

入院したときの一部負担金を組合員も家族も1万円を超えた分を払い戻します。なお、1万円まで一部負担金は、どけん共済会から支給されます。

#### 疾病入院給付金

組合員が5日以上連続して入院したとき、1日3,800円～5,400円（5年間で最高180日）が支給されます。

### 通院のとき

#### 一部負担払戻金

組合員が通院したとき、1カ月に1つの医療機関で支払った一部負担金が1万円を超えた分が払い戻されます。

### 高額な医療費がかかるとき

#### 限度額適用認定証

国保組合に申請して交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までになります。入院でも通院でも使用できます。

### 女性組合員が出産するとき

#### 出産手当金

組合員が出産したとき、産前42日、産後56日以内で仕事を休んでいた期間に対して、1日3,800円～5,400円（最高98日）が支給されます。

#### 出産育児一時金

組合員・家族が出産したとき、一時金42万円が支給されます。

### 旅行に行ったとき

#### 宿泊旅行（国内）利用者補助

組合員・家族が国内で宿泊旅行をすると年度内1回3千円（65歳以上は5千円）が補助されます。

### インフルエンザの注射を受けたとき

#### インフルエンザ予防接種補助

組合員・家族がインフルエンザの予防接種を受けた場合、年度内1回一律2千円が補助されます。

#### 4月から法人代表者の定義が変わります

2013年度からの法人区分は、「法人事業所の代表者」に変更し、「代表者」の定義を原則として会社法の規定どおりとします（2012年度までは、法人区分を適用するのは「法人事業所の代表者のうち一人」となっていました）。

#### 加入時の業種確認書類の変更

5月新加入者から、業種確認書類は公的書類を提出していただくことを基本として、「各種技能認定証」は取り扱わないことになりました。

業種確認書類は公的書類を優先します。書類提出の優先順位が分かるように、「新加入の提出書類の判定フローチャート」を作成しましたので、加入手続の際にご活用ください。



## 2013年度の保険料区分と保険料

### 保険料区分を改定します

●医療給付費分は医療費・給付金等に使用 ●後期高齢者支援金分は後期高齢者支援金として国へ納入 ●介護分保険料は介護納付金として国へ納入

### 医療給付費分・後期高齢者支援金分保険料（ピンク色の部分は新区分）

| 保険料区分                            | 保険料   |         | 後期高齢者支援金分(再掲) | 2012年度保険料との差額 |                                |
|----------------------------------|---|---------|---------------|---------------|--------------------------------|
|                                  | 都内居住者   | 都外居住者   |               |               |                                |
| 組合員                              | 法人A種<br>法人事業所の代表者                                   | 31,500円 | 34,500円       | (7,400円)      | 旧法人A種 △1,000円<br>旧法人B種 800円    |
|                                  | 法人B種<br>法人事業所の代表者のうち所得200万円超250万円以下の方               | 29,700円 | 32,700円       | (6,800円)      | 旧法人A種 △2,800円<br>旧法人B種 △1,000円 |
|                                  | 法人C種<br>法人事業所の代表者のうち所得200万円以下の方                     | 25,600円 | 28,600円       | (5,600円)      | 法人C種 0円                        |
|                                  | 第1種<br>個人事業所の事業主                                    | 26,600円 | 29,600円       | (5,800円)      | 第1種 0円                         |
|                                  | 第2種<br>一人親方、法人事業所の代表者以外の法人の役員及び第1種組合員のうち所得200万円以下の方 | 21,200円 | 24,200円       | (4,300円)      | 第2種 0円                         |
| 第3種<br>常時又は日々事業所等に雇用されている方       | 17,200円   | 20,200円 | (3,700円)      | 第3種 0円        |                                |
| 第4種<br>第3種組合員に該当する方で25歳以上30歳未満の方 | 14,500円   | 17,500円 | (3,000円)      | 第4種 0円        |                                |
| 第5種<br>第3種組合員に該当する方で25歳未満の方      | 11,400円   | 12,600円 | (2,000円)      | 第5種 0円        |                                |
| 家族                               | 成人男性<br>23歳以上60歳未満の男性                               | 11,400円 |               | (2,000円)      | 成人男性 0円                        |
|                                  | 一般<br>18歳以上の方で成人男性以外の方                              | 4,200円  |               |               | 100円                           |
|                                  | 高校生相当<br>15歳以上18歳未満の方                               | 3,800円  |               |               | △300円                          |
|                                  | 中学生相当<br>12歳以上15歳未満の方                               | 3,800円  |               |               | △300円                          |
|                                  | 小学生相当<br>7歳以上12歳未満の方                                | 3,800円  |               |               | △300円                          |
|                                  | 幼児<br>7歳未満の方  | 1,800円  |               |               | 幼児 0円                          |

5人目以降にかかる家族保険料は徴収しません。「成人男性」「一般」「高校生相当」「中学生相当」「小学生相当」「幼児」の順で4人目まで徴収します。介護保険以外の年齢区分は、2013年4月1日現在の満年齢で、1年間変わりません。

### 介護分保険料（組合員・家族共に保険料に加算）

|             |            |        |
|-------------|------------|--------|
| 介護保険第2号被保険者 | 40歳以上65歳未満 | 2,400円 |
|-------------|------------|--------|

国保入院共済費(200円)が別途納入となります。



国保組合の事業について詳しくは保険証（受診券）と一緒に配付した「土建保ガイド」またはホームページをご覧ください。ご不明な点は下記までお問い合わせください。



東京土建保 検索



健診や保健事業のことを聞きたいとき  
所属の支部または国保組合の健康増進課 **(03-5348-2982)**

入院したときの給付制度、宿泊旅行などの補助金のことを聞きたいとき  
所属の支部または国保組合の給付課 **(03-5348-2985)**

保険料のことを聞きたいとき  
所属の支部または国保組合の資格課 **(03-5348-2988)**



組合員・家族が入院する場合には、所属の支部にご連絡ください。入院中の負担軽減のために役立つ事業を紹介し、手続のお手伝いもします。